

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付
する。

令和 8 年 8 月 13 日

彦根市長 田 島 一 成



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
リーガル地所株式会社	令和 6 年度 固定資産税・都市計画税更正(賦課)決定通知書お よび納付書(過新 5 期分)